

体系図

1 教育の支援	(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	①学校教育による学力保障 「わかる授業」の推進(拡) 学力状況調査の実施と活用(拡) 学習習慣定着に向けた支援(拡) 音楽や理数教育充実のための非常勤講師配置事業(新) 学校運営充実のための非常勤講師配置事業(新) 特別支援教育指導員配置事業 特別支援教育介助員配置事業 適応指導教室運営事業(拡) 教職員研修事業(拡) 教育相談事業(拡)
	(2) 教育の機会均等の推進	②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 スクールソーシャルワーカー活用事業(拡) スクールカウンセラー活用事業(拡) ③地域と学校との連携強化 放課後子ども教室(拡) 学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進(拡) 子どもの夢をはぐくむ学校サポート推進事業 ④キャリア教育の推進 キャリア教育の推進(拡) ⑤学校給食による食育の推進 生活保護のうちの教育扶助費(小中学校給食費) 就学援助(給食費) 食育の推進
2 生活の支援	(1) 保護者の生活支援	①幼児教育の無償化の推進・質の向上 私立幼稚園就園奨励費(拡) 保育所・認定こども園等保育料 幼保小連携・接続の推進(拡) 私立幼稚園等未就園児預かり事業補助(拡) 子育て支援館管理運営 地域子育て支援センター事業 子育てリラックス館事業 家庭教育支援事業の実施(拡) ②就学支援の充実 就学援助(拡) 教職員研修事業(拡)【再掲】 スクールソーシャルワーカー活用事業(拡)【再掲】 特別支援教育就学奨励費 千葉県育英資金 ③生活困窮世帯等への学習支援 生活保護世帯等学習支援事業 生活保護のうちの教育扶助費(小中学校) 児童養護施設措置費(教育費) 放課後子ども教室(拡)【再掲】 学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進(拡)【再掲】 スクールソーシャルワーカー活用事業(拡)【再掲】 スクールカウンセラー活用事業(拡)【再掲】 ④大学等進学への支援 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業 児童養護施設措置費(大学進学等自立生活支度費)
	(2) 子どもの生活支援	①保護者の自立支援 生活困窮者自立支援事業(拡) 母子家庭等就業・自立支援センター事業(就業相談) ひとり親家庭等日常生活支援事業 生活支援講習会等事業 ひとり親家庭等相談支援事業 ひとり親家庭土日夜間電話相談事業 身元保証人確保対策事業 ②保育等の確保 放課後児童健全育成事業(子どもルーム)(拡) 放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業(新) 時間外保育(延長保育)事業 幼稚園型一時預かり事業(拡) 一時預かり事業 病児・病後児保育事業(拡) 休日保育事業 夜間保育事業 産休明け保育事業 子ども・子育て支援新制度給付対象施設の整備(拡) 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業 保育所等・子どもルームへの優先入所 保育料・子どもルーム利用料等の負担軽減(みなし寡婦控除) ③保護者の健康確保 ひとり親家庭等相談支援事業【再掲】 ひとり親家庭土日夜間電話相談事業【再掲】 ひとり親家庭情報交換事業(新) 妊娠・出産包括支援(新) エンゼルヘルパー派遣事業(拡) 家庭児童相談 児童家庭支援センター 育児ストレス相談 養育支援訪問 ④住宅の支援 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】 市営住宅入居時の優遇措置の推進 民間賃貸住宅入居支援制度 住宅関連情報提供コーナー(すまいるコンシェルジュ) 生活困窮者自立支援事業(拡)【再掲】
	(3) 子どもの就労支援	①児童養護施設等の退所児童等の支援 退所児童等アフターケア事業 身元保証人確保対策事業【再掲】 ②食育の推進に関する支援 食育の推進に関する支援 保育所食育サイト(H.P) 食育の推進【再掲】 家庭的養護の推進(拡) 乳幼児健康診査 ③子どもの生活支援や居場所づくり 子どもナビゲーター(新) 生活保護世帯等学習支援事業【再掲】 生活困窮者自立支援事業(拡)【再掲】 子どもの居場所に関する方針策定(新) 放課後児童健全育成事業(子どもルーム)(拡)【再掲】 放課後子ども教室(拡)【再掲】 放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業(新)【再掲】
	(4) 子どもの就労支援	退所児童等アフターケア事業【再掲】 身元保証人確保対策事業【再掲】 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 子ども・若者総合相談事業(拡) 被保護者就労促進事業 生活保護受給者等就労自立促進事業
3 保護者の就労・経済的支援	(1) 保護者に対する就労支援	①保護者の就労支援 母子家庭等就業・自立支援センター事業(母子・父子自立支援プログラム策定事業、就業支援講習会) 高等職業訓練促進給付金 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 被保護者就労促進事業【再掲】 生活保護受給者等就労自立促進事業【再掲】 ②保護者の学び直しの支援 自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲】 ③就労機会の確保 ひとり親家庭生活支援等委託事業 母子家庭の母等の雇用促進
	(2) 経済的な支援	①手当等の支給、各種負担の軽減など 児童扶養手当支給事業 母子及び父子家庭等医療費助成事業 放課後児童健全育成事業(子どもルーム)(減免・免除) 保育料・子どもルーム利用料等の負担軽減(みなし寡婦控除)【再掲】 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業【再掲】 生活保護の入学準備金 ②養育費の確保に関する支援 生活支援講習会等事業【再掲】 ひとり親家庭等相談支援事業【再掲】
4 連携体制等	(1) 連携体制の構築	生活困窮者自立支援事業(拡)【再掲】 関係機関との連携 子どもナビゲーター(新)【再掲】 要保護児童対策及びDV防止地域協議会 雇用対策協定による労働局との連携 里親制度推進(NPO等協働事業) NPO・地域団体等との連携
	(2) 支援人材の育成	教職員研修事業(拡)【再掲】 ケースワーカーや就労支援員等に対する研修 母子・父子自立支援員、母子家庭等就業相談員への研修 個別研修における子どもの貧困対策の強化 里親支援専門相談員配置 里親委託等推進 児童相談所職員の専門性を強化するための研修
	(3) 社会全体での子どもの支援	子どもの貧困対策に関する情報発信 市内事業所・NPO・地域団体等との連携・支援(子ども食堂、インターンシップ等各種自立支援策等)(新)
	(4) 子どもの貧困対策に関する情報の収集	情報収集

千葉県子ども未来局 子ども未来部 子ども家庭支援課(平成29年3月発行)

〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号 電話 043(245)5179 FAX 043(245)5631

千葉県子ども未来応援プラン ～子どもの貧困対策推進計画～(概要版)

計画策定の背景・趣旨

全国の子どもの約6人に1人、ひとり親家庭においては約2人に1人が相対的貧困の状況にあり、OECD加盟国の中でも低位な状況にあります。また、生活保護世帯、児童養護施設等の児童の進学率は顕著に低い状況にあり、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本市においても、経済的に困難な状況にあり、支援制度(生活保護世帯・児童扶養手当・就学援助・社会的養護)を利用している世帯等の児童数は、約1万3千人、約13人に1人となっており、また、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。

このような背景を踏まえ、本市における子どもの貧困対策に関する基本理念や目標を定め、施策を体系的に整理し、総合的に推進していくため、「千葉県子ども未来応援プラン(子どもの貧困対策推進計画)」を策定するものです。

<全国の子どもの貧困の状況>

- 子どもの貧困率 :16.3%(約6人に1人) :25位/OECD34か国 H25 厚労省国民生活基礎調査
- ひとり親の貧困率 :54.6%(約2人に1人) :33位/OECD34か国 H22 OECD調査データ
- ※ ひとり親：子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯

《進学率》	全体(a)	生活保護世帯(b)	児童養護施設等(c)
中学校卒業後	98.9%	92.8%	96.9%
高校卒業後	77.0%	33.4%	27.1%

(a:平成27年 文部科学省調査、b・c:平成27年 厚生労働省調査)

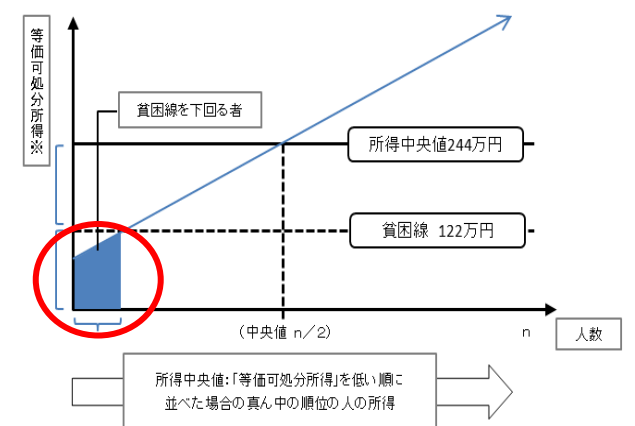
計画の位置づけ・対象・期間

- 本計画は、法律や大綱の趣旨を踏まえ、「千葉県新基本計画(H24.3策定)」の一部として、また、「千葉県子どもプラン」、「第2次千葉県学校教育推進計画」、「第5次生涯学習推進計画」、「健やか未来都市ちばプラン」等の個別計画における課題、背景や基本的な考え方、各種施策を基本として策定します。
- 計画の対象は、大学等を卒業し、自立に至るまでの概ね20代前半までの次に掲げるものとします。
 - ① 経済的困窮を理由として、教育機会が均等となっていない状況、又は、心身ともに健やかに育成される環境が保障されていない状況にある子ども・若者とその家庭
 - ② 上記①に陥るリスク要因がある子ども・若者とその家庭
- 計画期間は、平成29年度から33年度までの5か年とします。

<子どもの貧困とは>

その国の貧困線(等価可処分所得※1)の中央値の50%以下の所得で暮らす、相対的貧困の状況にある17歳以下の子どもの状態を示すもの。
平成25年厚生労働省国民生活基礎調査における貧困線は、約122万円となっています。

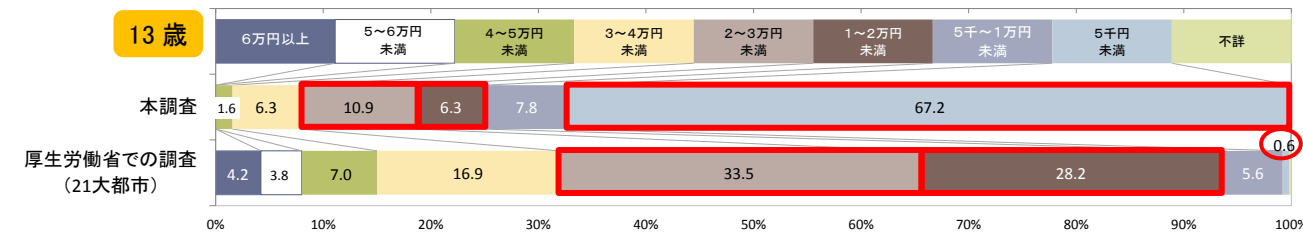
※1「等価可処分所得」:世帯の可処分所得(収入から税・社会保険料を除いた、いわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得
※2「国民生活基礎調査」においては、統計精度の問題から、子どもの貧困率について、都道府県・政令市等、自治体ごとの数値は公表されていない。



千葉市の現状

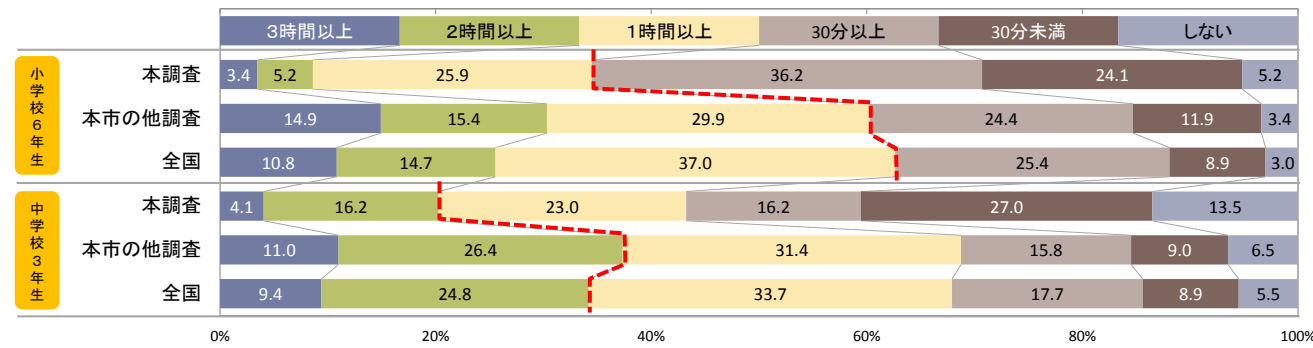
○ 塾代等にかかる費用や学校以外での学習時間が全児童平均よりも相当に低い状況にあります。
【支援制度(生活保護・児童扶養手当・就学援助・社会的養護)を利用している保護者・児童に対するアンケート結果(以下、「アンケート結果」)】

◆ 塾代の月平均支出額



本調査対象の子どもたちの塾代は「5千円未満」が67.2% (21大都市調査 0.6%)と最も多く、「1~2万円未満」が6.3% (同28.2%)、「2~3万円未満」が10.9% (同33.5%)と、大きく差が開いています。

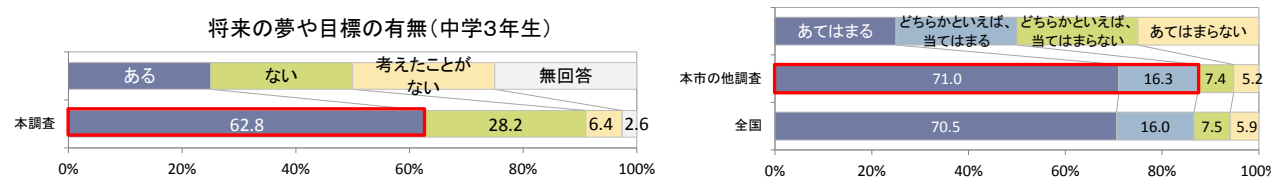
◆ 学校の授業以外での1日あたりの勉強時間



本調査対象の子どもたちの勉強時間は、小学校6年生で推奨される1時間以上が、34.5% (本市全児童平均60.2%)、中学校3年生で2時間以上が20.3% (同37.4%)と、大きく差が開いています。

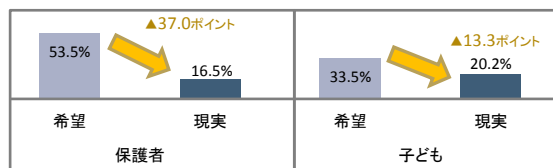
○ 将来の夢や目標を持つ割合が相対的に少なく、経済的事情や子どもの学力から、少なくとも保護者や子ども自身が、大学等の進学を希望しながらも、現実的にはあきらめている状況があります。【アンケート結果】

◆ 将来の夢や目標



本調査対象の子どもたち(左上グラフ)のうち、将来の夢や目標が「ある」と答えた子どもは、62.8%、本市全児童平均では、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」が87.3%と、差が開いています。

◆ 大学進学に対する希望と現実



保護者の53.5%が子どもを大学まで進学させてあげたいと希望しながら、現実に進学させてあげられると考えている割合は16.5%となっており、希望と現実の間に大きな差が生じています。子どもに対する調査でも、同様の傾向となっています。

○ 困難な状況にある児童・家庭に対し、社会的な孤立を防ぎ、気づきから支援につなげるため、様々な制度の支援者の意識や資質の向上、民間団体や当事者団体を含めた連携推進が必要との指摘があります。
【支援者・当事者ヒアリング結果】

○ 経済的な問題だけでなく、児童虐待・DV等の問題、障害や健康問題、社会的な孤立等、いくつかの問題が重なり、それを助けてくれる人が周りにいない状況のときに家庭が困難に陥りやすい状況となります。その結果、子どもには、生活習慣の乱れや将来のビジョンが描きにくくなるような課題が生じ、生活・学習習慣を確立する機会や様々な制度・支援につなげていくことが必要との指摘があります。【支援者・当事者ヒアリング結果】

○ 3割の世帯が光熱水費の支払遅延の経験がある等、経済的な支援や家計管理の支援を必要としています。
【アンケート結果】

■ 基本理念

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」
の實現
「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」

基本目標

基本目標 1

教育の支援

貧困を連鎖させないためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子どもの貧困対策を行うとともに、家庭の経済状況に関わらず、子どもの教育機会の均等化を図るべく、生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援や幼児教育の無償化の取組み等を推進します。

基本目標 2

生活の支援

子どもたちが健全に育成され、深刻な状況に陥ることのないよう、保護者とともに安定した毎日を過ごせる環境を整えるため、保護者等の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備するとともに、困難な状況に置かれた子どもたちが基本的な生活・学習習慣を確立し、自立を図るための支援を推進します。

基本目標 3

保護者の就労・経済的支援

生活の基盤を安定させるため、保護者の学び直しや就労支援などとともに、各種手当、負担軽減制度など、世帯の生活の基礎を下支えるためのセーフティネット機能の強化を推進します。

基本目標 4

連携体制等

幅広い分野の施策を総合的に推進するため、庁内での連携を図るとともに、市内事業所、民間団体や当事者団体等との連携・協働を推進します。
また、困難な状況にある児童・家庭に気づき、支えるため、様々な制度の支援者の育成を図るとともに、子どもの貧困を社会的に重要な課題として認識し、社会全体で子どもの支援を図るための情報発信や子どもの貧困対策に関する情報の収集を推進します。

数値目標

■ 学校の授業以外での1日あたりの勉強時間(平日・塾等を含む。)

指標①「学校の授業以外での1日あたりの勉強時間」	支援制度(※)の対象児童	本市全児童平均	平成33年度目標
小学6年生・1時間以上(教委 家庭学習時間目安)の割合	34.5%	60.2%	本市全児童と同等に近づける
中学3年生・2時間以上(同上)の割合	20.3%	37.4%	

※支援制度:生活保護、児童扶養手当、就学援助、社会的養護の対象児童

(平成28年 千葉市調査)

■ 進学率

生活保護世帯児童(a)及び児童養護施設等児童(b)の進学率を本市全児童平均(c)に近づける。

指標②「進学率」	本市			全国全児童平均(参考)	千葉県全児童平均(参考)	平成33年度目標
	生活保護世帯児童(a)	児童養護施設等児童(b)	全児童平均(c)			
高等学校等進学率	88.9%	93.8%	99.1%	98.9%	99.0%	本市全児童と同等に近づける
高校卒業後進学率	33.3%	18.2%	84.5%	77.0%	80.2%	
大学等	18.9%	9.1%	60.5%	54.6%	55.4%	100%に近づける
	専修学校等	14.4%	9.1%	24.0%	22.4%	
高校卒業後(進学率+就職率)	76.5%	90.9%	93.1%	94.5%	93.6%	

(平成27年 文部科学省、千葉市調査)